

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和8年（2026年）6月19日

下関市役所豊田総合支所長 伊藤 竜太

記

1 業務名

豊田総合支所庁用自動車（ハイブリッド自動車）賃貸借業務

2 業務内容

別紙1仕様書のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和14年2月29日まで

4 履行期間（賃貸借期間）

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（60か月）

5 契約の種類

長期継続契約

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

賃借人は、前述の規定により契約を変更し、又は解除したことにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人が協議して定める。

6 入札条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 入札公告の日から落札者の決定までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「賃貸借（リース）」小分類「車両」に登録があること。
- (4) 下関市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。
- (5) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続において、滞りなく手続が完了し、入札参加資格を認められていること。

7 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 下関市役所豊田総合支所地域政策課
(下関市豊田町大字殿敷1918番地1)
- (2) 日時 公告日 から 令和8年7月3日（金）午後5時まで

8 入札参加手続等

(1) 入札参加申請方法

①提出書類

様式第1号「入札参加資格確認申請書」

※下関市役所豊田総合支所地域政策課窓口にて入手又は下関市ホームページ掲載のこの件に関する公告からダウンロードすること。

②提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時（必着）

③提出先

〒750-0421

下関市豊田町大字殿敷1918番地1

下関市役所豊田総合支所地域政策課

④提出方法

持参又は郵送（書留郵便によること）すること。

(2) 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和8年7月7日（火）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札の参加資格を有するものとする。

※入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を豊田総合支所地域政策課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

9 質問の方法

入札参加申請に係る本案件内容への質問は、ファクシミリによること。

- (1) 質問期限 令和8年7月1日（水）午後5時まで
- (2) 提出先 下関市役所豊田総合支所地域政策課
FAX番号（083）766-2683
- (3) 質問の回答 後日速やかに質問提出者のみに回答する。

10 入札方法等

(1) 入札日時及び場所

日時：令和8年7月10日（金）午前10時

場所：下関市役所豊田総合支所 2階 第3会議室

(2) 入札方法

様式第2号「入札書」を使用すること。

(3) 入札書への記載額

- ①入札書への記載額は、賃貸借期間（60か月）の総額とする。
- ②入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって申し込みがあったものとするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

(4) 入札保証金

下関市契約規則による。

ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

(5) 再度入札

再度入札を行う場合の実施回数は、最大で2回までとする。

(6) 代理人による入札

代理人に入札させるときは、様式第3号「委任状」を提出すること。

(7) 入札の辞退

入札を辞退しようとするときは、様式第4号「入札辞退届」を提出すること。

11 入札の無効

次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がしたもの及び入札に関する条件に違反したもの

(2) 入札保証金の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの

(3) 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの

(4) 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの

(5) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの

(6) 総額により落札者を決定すべき旨を告げた入札において、単価を記入したもの

(7) 同一人が同一事項に対して2通以上したもの

(8) 虚偽の申請を行った者のしたもの

(9) 金額を訂正した入札書によるもの

12 その他

(1) 入札参加者が落札者の決定までに入札条件を満たさなくなった場合は入札に参加できない。

(2) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

(3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札の中止、又は延期する場合がある。

(4) 入札契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

13 問い合わせ先

〒750-0421

下関市豊田町大字殿敷1918番地1

下関市役所豊田総合支所地域政策課

電話 (083) 766-1052

FAX (083) 766-2683